大阪府職員労働組合健康福祉支部公衆衛生研究所分会回答（概要）

01．について

これまでの良き労使関係については今後とも維持してまいりたい。

02．①について

府職労健康福祉支部、公衛研分会との良き労使関係は今後とも維持してまいりたい。

なお、地独法人化後の法人職員の勤務労働条件については、法人が法人職員で構成する労働組合と協議するものと認識している。

02．②③について

今回の府市の研究所の統合・独法化にあたっては、人事・給与制度は府制度を基本に設計するとともに、特殊勤務手当や勤務時間、休暇等の一部については、法人化を契機に改めて、制度の趣旨等も踏まえて検討し、一昨年10月末に提案し、協議してきたところであり、ご理解いただきたい。細部については、改めて協議させていただく。

02．④について

今後とも、勤務労働条件等に関する事項については、必要に応じ協議してまいりたい。

02．⑤について

法人を設立した場合、解散は想定していない。

03．について

36協定を遵守し、時間外勤務の適正化を図ってまいります。

04．について

欠員については職場の実態を踏まえ、臨時的任用職員等を配置するなど、職員の負担軽減に努めてきているところです。

05．について

研究職員の研究業務についての代替は困難ですが、代替可能な業務（検査補助業務等）がある場合は、可能な範囲で臨時的任用職員又は非常勤職員など代替職員の確保に努めているところです。

06．について

人事異動については、職員の育成及び適材適所の人員配置を目指して実施しているところであり、今後とも適正な人事異動に努めていきます。

07．について

職場環境についてはこれまでも改善を行ってきたところであり、今後も可能な限り必要な措置を講じてまいります。なお、実験室の個別空調化については、本府の厳しい財政状況の中、予算措置は困難な状況です。

08．について

平成25年12月17日付け知事メッセージ及び総務部長通知を受け、パワハラ・セクハラ防止について所員全員に周知を行ってきたところです。また、平成27年3月11日開催の定例部課長会におきまして、「ハラスメントの防止及び相談体制」について、再度、周知徹底するとともに、啓発ポスターの掲示を各課長に依頼したところです。今後ともセクハラパワハラのない職場環境構築に向け努めてまいります。

09．について

ＧＬＰ対応については、これまでも改善を行ってきたところであり、今後とも可能な限り努力してまいります。

10．について

必要に応じ、市外へ直通電話がかけられるよう対応を図っているところです。

11．について

大阪府職員ウイルス肝炎感染防止指導要綱によりウイルス肝炎感染防止対策を実施するとともに、Ｂ型及びＣ型肝炎検査及びＢ型肝炎ワクチン接種を実施しているところです。今後とも、職員の感染による健康被害を防止するため、感染症防止対策委員会において都度検討を行ってまいります。

12．について

洗浄設備（洗濯機）を設置する場合には、設置場所等の相談に対応してまいります。